2024年3月11日「日本の死刑制度について考える懇話会」

「刑事事実認定」と「死刑・無期の判定」は

なぜ難しいのか(レジュメ)

2024 年 3 月 11 日 弁護士(元裁判官) 木 谷 明

- 1 **自己紹介**(刑事裁判官としての経験と本日の報告のテーマについて)(経歴は別添参照)
- 2 事実認定の難しさを示す一例

柏の少女殺し事件(別名「みどりちゃん事件」)について

(1)事件との出会い

(2) 事件の概要、捜査の経過

校庭での幼女殺害、目撃された中学生、現場遺留のナイフ、少年から事情 聴取⇒自白、ナイフ購入事実の確認(しかし、ナイフに指紋なし、着衣や包帯 に血痕付着なし)

(3) 審理経過

第一審(千葉家裁松戸支部) 少年自白⇒少年院送致決定(確定) 約1年後、保護処分取消申立て(少年否認、自宅から別の同型ナイフ発見) 第一審(千葉家裁松戸支部)「取り消さない決定」(不取消決定)⇒抗告 抗告審(東京高裁)「(抗告を)不適法棄却」(不取消決定に対しては抗告申立 権なし)

再抗告審(最高裁)「原決定取消・差戻し」「不取消決定に対する抗告は適法」 (第二次) 抗告審(東京高裁)「抗告棄却」(一審の「不取消決定」を是認) (第二次) 再抗告審(最高裁) 再抗告棄却

(4) 結論が分かれた理由

- ① 少年が審判廷で自白していた事実と
- ② 物的証拠の不備 (ナイフに指紋なく包帯・着衣にも血痕なし)、どちらを 重視するか。

3 刑事事実認定の難しさ・・・その1 (総論)

- •「人間の営み」を「人間が裁くこと」
- ・被疑者・被告人について・・・「真に反省した真実の自白」と「取調べの 圧力に屈した虚偽自白」、「罪を免れようとする嘘の弁解」と「真実の否 認」の見分けは容易でない。「共犯者、関係者等をかばうための嘘の自白」 もある
- ・証人について・・・見誤り、聞き誤り、記憶違い、記憶の変容、言い誤り、 思い込みなどは日常茶飯事、時には意識的に虚偽を述べる
- ・捜査官について・・・多くは正義感から真犯人を検挙しようとする意欲に 燃えているが、時に「過剰な正義感」から行き過ぎることがある。当初の 見込み・見立てに捉われて引き返せなくなる捜査官、功名心や上昇志向に 支配される捜査官もいる
- ・弁護人について・・・「経験不足」「熱意不足」「意欲はあっても力量不足」 「偏見」等により、十分な弁護のできない人もいる
- ・事実認定上重視すべき情況証拠、物的証拠、科学的証拠などについて・・・ 評価が難しい。捜査官による作為もあり得る
- ・裁判官について・・・「眞犯人処罰重視型」、「冤罪回避重視型」、「自白重 視型」、「自白警戒型」など)など、いろいろなタイプの人がいる。
- ・「合理的な疑い」の限界は不明確。最判平成 19 年 10 月 16 日の定義(「反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である」)は、要するに「常識で判断せよ」と言っているだけ。同じ証拠関係でも、「有罪立証されている」とみる裁判官と「まだ立証が足りない」とみる裁判官の併存を回避できない。⇒実例が示す

4 刑事事実認定の難しさ・・・その2(各論)(具体例)

(1) 八海事件の例 (事件発生 1951年1月、最終決着 1968年 10月 25日)

① 事案の概要

山口県八海部落で発生した超有名な強盗殺人事件。被害者A方に侵入 し夫妻を惨殺し多額の現金を強奪した凶悪な強盗殺人事件

② 捜査の経過

犯行当夜血の付いた着衣で遊郭にいたBは、取調べを受けると早々に 単独犯行を自白

しかし、多数人による犯行と確信する捜査当局はBを追及⇒結局、Bは、 Cほか3人(D、E、F)による「5人共犯の自白」⇒C以下4人の逮捕・ 勾留と追及⇒「否認→自白」⇒「5人共犯の強盗殺人事件」として起訴

③ 審理経過・・・混迷を極める

- (第一次) 第一審 (山口地裁)「C死刑、他の4人無期懲役」⇒被告人控訴
- (第一次) 控訴審(広島高裁)「C死刑、B無期懲役、他の3人有期懲役」 ⇒Bを除く4人上告(Bの無期懲役確定)
- (第一次) 上告審(最高裁)「破棄差戻し」
- (第二次) 控訴審(広島高裁)「4人全員無罪」→検察官上告
- (第二次) 上告審(最高裁)「破棄差戻し」
- (第三次) 控訴審 (広島高裁) 「C死刑、他の3人は有期刑」⇒全員上告
- (第三次) 上告審(最高裁)「破棄・全員無罪」
- 「主犯とされたC被告」についてみると、

死刑→死刑→破棄差戻→無罪→破棄差戻→死刑→破棄無罪(死刑と無罪 の間を 2 往復)

④ 以上から分かること

- ・「審理する裁判官の証拠の見方が異なると被告人が死刑と無罪の間を往 復しなければならなくなる」
 - ・「厳しい取調べは時に無実の人を虚偽自白させる」
- (2) 平野母子殺害事件の例(事件発生2002年4月、最終決着2017年 3月2日)

① 事案の概要

大阪市平野区のマンションで 23 歳の母親Aと生後 11 か月の乳飲み子B が殺害された事件。被告人は、殺害された母親(A)の夫の養親

② 捜査の経過

被告人は終始犯行否認、「マンションの所在も知らない」 しかし、マンション階段踊り場の灰皿から発見されたたばこの吸い殻から、被告人のDNA型検出 捜査官は「**被告人は嘘をついている」と**確信 検察官は、情況証拠だけで起訴

⑤ 審理経過

(第一次) 第一審 (大阪地裁)「無期懲役」⇒双方控訴

(第一次) 控訴審 (大阪高裁)「破棄・死刑」⇒被告人上告

(第一次) 上告審(最高裁)「破棄差戻し」

(第二次) 第一審(大阪地裁)「無罪」⇒検察官控訴

(第二次) 控訴審 (大阪高裁)「控訴棄却」(無罪確定)

⑥ 上告審の破棄理由

- •情況証拠だけで認定する場合、「被告人が犯人でないとしたら合理的に 説明できない(又は、説明が著しく困難である)事実関係が含まれて いること」が必要
- •「(茶色っぽく変色しているように見える)写真からすると、「階段踊り場の吸い殻」は、当日捨てられたものでない可能性あり(被告人は、携帯灰皿をAに渡したことがある)

⑤ 注目すべき点

差戻し後第一審での検察官の釈明「階段踊り場の吸い殻は起訴後間 もなく(差戻し前第一審の段階で)紛失しており現存しない」

5 「死刑・無期判定」の難しさ

死刑と無期を明確に区別することは「有罪・無罪の判定よりさらに難しい」「事実上不可能」

(1) 永山事件の例

① 事案の概要

過酷な成育歴を持つ 19 歳の少年(永山君)による 4 人連続射殺事件

② 審理経過

(第一次) 第一審 (東京地裁)「死刑」⇒被告人控訴

(第一次) 控訴審 (東京高裁)「破棄・無期懲役」**(船田判決) ⇒検察官** 上告 (第一次) 上告審(最高裁)「破棄差戻し」

(第二次) 控訴審(東京高裁)「控訴棄却(死刑)」⇒被告人上告

(第二次) 上告審(最高裁)「上告棄却(死刑確定)」

⑦ 船田判決が重視した点

犯行時 19 歳の少年、劣悪な成育歴に起因する未熟な精神成熟度、一審判決後文通で知り合った女性との出会い(獄中結婚)で気持ちが落ち着く、獄中で出版した書物の印税により一部被害者遺族へ慰謝

⑧ 最高裁判決の示した基準(いわゆる「永山基準」)

「犯行の<u>罪質、動機、態様</u>ことに殺害の手段方法の<u>執拗性</u>・残虐性、<u>結果の重大性ことに被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響</u>、犯人の年齢、前科、犯行後の情状」に照らし、「その罪質が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合」には、死刑の選択も許される」(少年とはいえ年長少年、犯罪性の根深さ、他の兄弟は立派に成人している)

- ⑨ 永山基準は「基準」たり得るか
- (2) 光市事件の例・・・「永山基準」が「基準たり得ない」ことを実証

① 事案の概要

当時 18 歳 1 か月の少年が、排水検査を装って面識のない被害者方を訪問、対応に出た 23 歳の若妻を強姦目的で押し倒し騒がれたことから扼殺の後屍姦。泣き出した幼女を絞殺。

② 審理の経過

(第一次) 第一審(山口地裁)「無期懲役」⇒検察官控訴

(第一次) 控訴審 (広島高裁)「控訴棄却 (無期懲役)」⇒検察官上告

(第一次) 上告審(最高裁)「破棄差戻し」

(第二次) 控訴審 (広島高裁) 「破棄・死刑」⇒被告人上告

(第二次) 上告審(最高裁)「上告棄却」(死刑確定)

③ 1・2審判決が重視した事情

殺人の計画性なし、犯罪的傾向顕著でない、当時 18 歳 1 か月、不 遇な家庭環境、反省

④ 上告審判決が重視した事情

罪質、動機、結果の重大性(被害者2名)、冷酷・残虐な手口(特に幼女を持ち上げて床にたたきつけ、ひもで絞殺など)、遺族の被害感情、社会的影響等

- ⑤ 「永山基準」を援用した1・2審判決を上告審は「永山基準」を援用して破棄
- (3) 「死刑と対面」した裁判長、検察官の経験
 - ① 船田三雄(元)裁判長の話(後記参考文献①159 頁以下。自らの意見と逆の結論になった「バー・メッカ殺人事件」と「カービン銃事件」について)
 - ② 土本武司 (元) 検事の話 (後記文参考献③13 頁「光市事件の 死刑判決について批判的見解」。279 頁以下「自ら死刑を求刑した死 刑確定囚について恩赦を企図」)

5 結論

- (1) 人間の判断から誤りを払拭することは不可能。
- (2) 有罪認定と無罪判断を明確に区別する基準は存在しない。
- (3)「死刑」と「無期懲役」を区別する基準はいっそう曖昧である。

(参考文献)

死刑関係の参考文献は、名著の誉れ高い団藤重光『死刑廃止論(六訂版)』 (2000年、有斐閣)を始め夥しい数に上りますが、具体的事案を題材とした以下の3冊は、この問題を考える上で極めて有益かつ示唆的です。ご多忙中誠に恐縮ながら、団藤・前掲に加え、下記のうち最低1冊はお読みいただきたいと 希望する次第です。

- ① 堀川恵子『死刑の基準 「永山裁判」が遺したもの』(2009 年、日本評論社)
- ② 同『永山則夫 封印された鑑定記録』(2013年、岩波書店)
- ③ 同『裁かれた命 死刑囚から届いた手紙』(2015年、講談社)

元裁判官木谷明(1937年12月15日生)の経歴

- 1 1963年4月 判事補任官(東京地裁)
- 2 1966年4月 最高裁事務総局刑事局付
- 3 1969年4月 札幌地裁判事補(札幌高裁判事職務代行)
- 4 1972年4月 東京地裁判事補
- 5 1973 年 4 月 東京地裁判事
- 6 1975年4月 名古屋地裁判事
- 7 1978年4月 名古屋高裁判事職務代行
- 8 1979年4月 最高裁調査官
- 9 1984年4月 大阪高裁判事
- 10 1988年4月 浦和地裁判事(部総括)
- 11 1992年3月 東京高裁判事
- 12 1994年11月 東京家裁判事(少年部所長代行)
- 13 1996年4月 水戸家裁所長
- 14 1997年6月 水戸地裁所長
- 15 1999年2月 東京高裁判事(部総括)
- 16 2000年5月 依願退官
- 17 2000年5月 公証人 (霞が関公証役場)
- 18 2004年3月 同退職
- 19 2004年4月 法政大学法科大学院教授
- 20 2012年4月 定年退職、弁護士登録(現在に至る)